

感染症の種類と出席停止期間の基準

| 感 染 症 名 | 出席停止期間の基準 | 登校時の提出書類 |
|---|--|-------------|
| <p>【学校において予防すべき感染症 第1種の感染症】</p> <p>エボラ出血熱、ペスト、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ熱、痘そう、ラッサ熱、南米出血熱、急性灰白骨髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症</p> | 治癒するまで | 「医師による意見書」 |
| 結核 | 医師により、感染のおそれがないと認めるまで | 「医師による意見書」 |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | | |
| コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 | | |
| インフルエンザ、鳥インフルエンザ（H5N1）、新型インフルエンザ等感染症を除く | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで | |
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで | |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで | |
| 麻疹（はしか） | 解熱した後3日を経過するまで | |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後、5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで | |
| 風疹（三日はしか） | 発疹が消失するまで | |
| 水痘（みずぼうそう） | すべての発疹が痂皮化するまで | |
| 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状が消退した後2日を経過するまで | |
| 溶連菌感染症 | 適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能 | |
| マイコプラズマ感染症 | 急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能 | |
| 感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など） | 下痢、嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能 | |
| その他の感染症 | 学校保健安全法の出席停止期間に準ずる | 学校保健安全法に準ずる |

※発症した日を0日としてカウント